

# 大分県報

令和五年

号外 (一二)

二月二十八日

(火曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………  
大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………  
大分県議会議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………  
大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第三号

令和五年四月九日執行予定の大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日をおおりに定められた。

令和五年二月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

公職の候補者の立候補の届出があった日

#### 大分県選挙管理委員会告示第四号

令和五年四月九日執行予定の大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和五年二月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和五年三月二十二日。ただし、年齢要件については、同年四月九日とする。

二 登録を行う日

令和五年三月二十二日

#### 大分県選挙管理委員会告示第五号

令和五年四月九日執行予定の大分県議会議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日をおおりに定められた。

令和五年二月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

公職の候補者の立候補の届出があった日

#### 大分県選挙管理委員会告示第六号

令和五年四月九日執行予定の大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和五年二月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和五年三月三十日。ただし、年齢要件については、同年四月九日とする。

二 登録を行う日

令和五年三月三十日

令和五年二月二十八日

大分県報号外（選管委告示）

一